

国官会第2402号
平成23年3月29日

内部部局の長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局の長 　あて
外局の長
沖縄総合事務局長

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二（一）イ③中「10分の7」を「10分の8」に改める。

記2（二）イ中の表を次のように改める。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4 乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の7.5を乗じて 得た額	諸経費の額に10分の4 を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分 9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10 分3を乗じて得た額

附則

本通知は、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

低入札価格調査基準価格の見直し

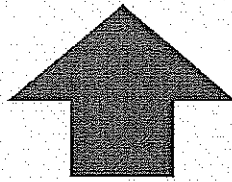
現場管理費が官積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加し、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、公共工事の品質確保のため、低入札価格調査基準価格※の計算式を見直すこととした。

※低入札価格調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札価格調査基準価格の見直しについて

H21.4～現行

【範囲】	予定価格の7.0/10～9.0/10	
【計算式】	直接工事費 × 0.95	合計額 × 1.05
	共通仮設費 × 0.90	
	現場管理費 × 0.70 一般管理費等 × 0.30	

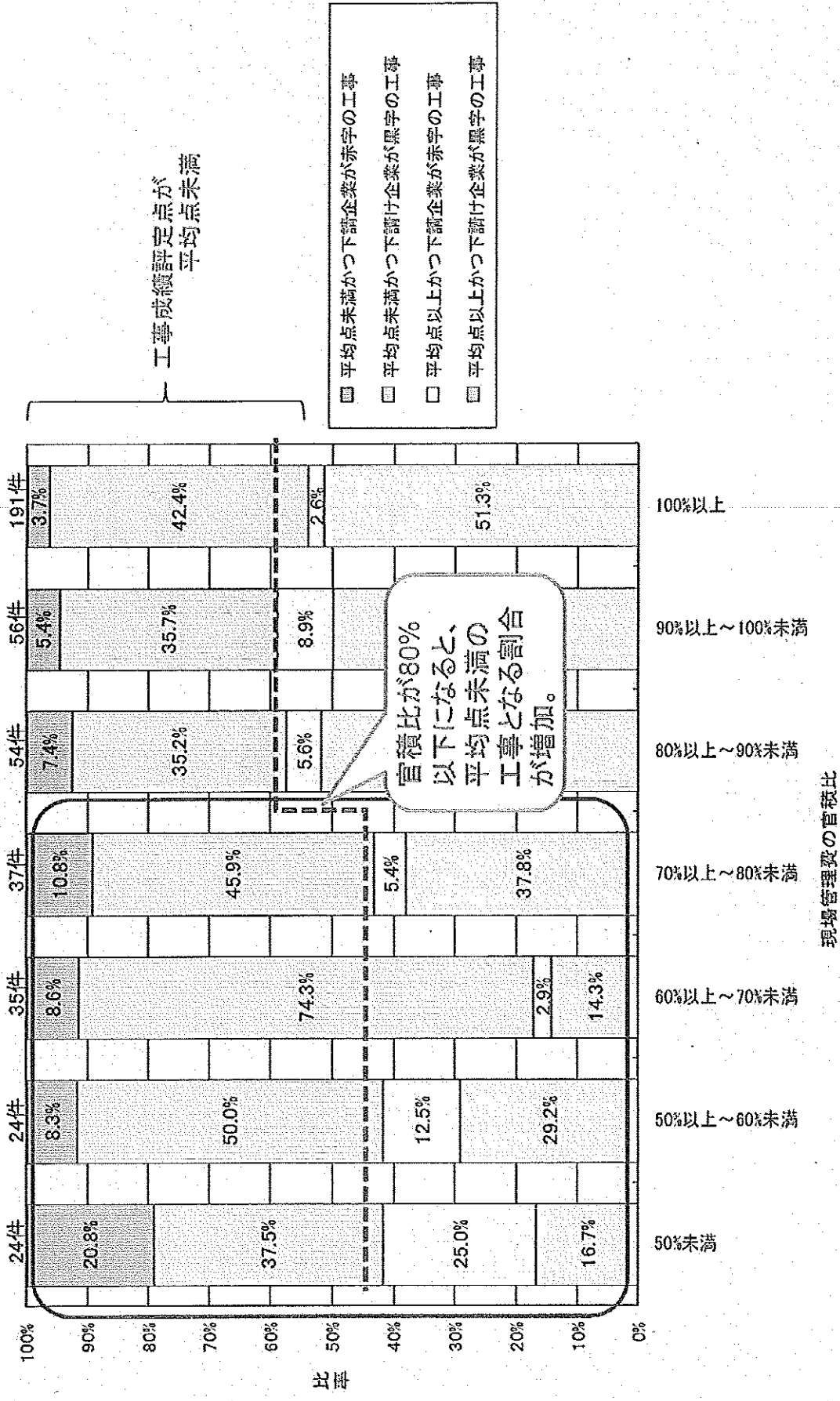


H23.4～

※平成23年4月1日以降に入札
公告をする工事から適用

【範囲】	予定価格の7.0/10～9.0/10	
【見直し(案)の計算式】	直接工事費 × 0.95	合計額 × 1.05
	共通仮設費 × 0.90	
	現場管理費 × 0.80 一般管理費等 × 0.30	

現場管理費の官積比が80%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が増加。



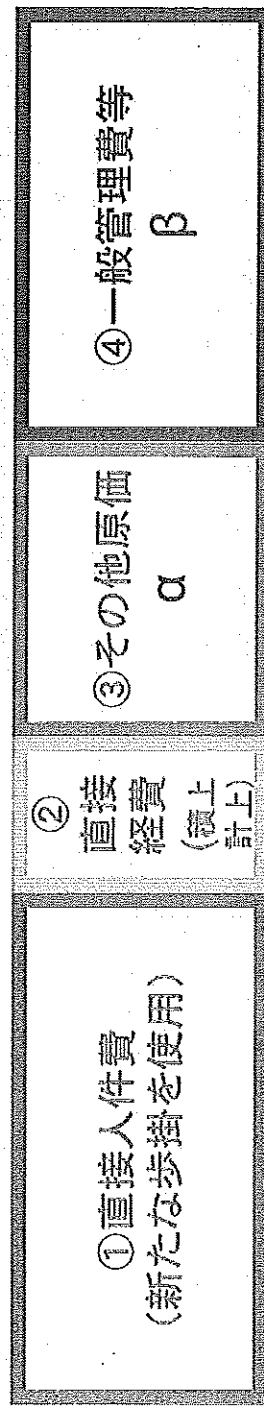
新たな積算法(従来の積算法との比較)

●従来の積算法で用いる費目構成



直接人件費及び直接経費を積上げ計上し、諸経費(直接人件費の120%)と技術経費(技術的難易度に応じて設定)を加える。

●新たな積算法で用いる費目構成



※経費の算出方法は以下の通り

③ その他原価 :

③ = ① × α / (1 - α)

α : 原価 (直接経費を除く) に占める

その他経原価の割合

④ 一般管理費等 :

④ = (① + ② + ③) × β / (1 - β)

β : 業務価格に占める一般管理

費等の割合

【土木関係建設コンサルタント】調査基準価格の改定について



新たな積算手法の導入により、積算体系が変わることに対応し、費目・比率等を改定する。

現在の調査基準価格

積算項目	調査基準価格の割合
直接人件費	100%
直接経費	100%
技術経費	60%
諸経費	60%



調査基準価格改定案

積算項目	調査基準価格の割合
直接人件費	100%
直接経費	100%
その他原価	90%
一般管理費等	30%

工事85-86、業務76-77%

国交省

調査基準価格を改定

国土交通省は、4月1日以下（港灣局、官房官庁室繕部降に入札公告する国土交通省管の直轄工事を対象に、低入札価格調査基準価格を改定する。算定式のうち現場管理費の割合を引き上げるため、低入札調査基準価格が予定価格の83-84%から、85-86%に引き上がる見られる。また、業務についても新しい積算手法の導入に合わせた調査基準価格の算定式を作成した。予定価格の74-76%から、76-77%程度になる。予定価格が1000万円を超える工事・業務が対象。20日付で各

年度の最新データにしたこと
で、現場管理費の割合が80%未満になると工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加することが明確になったため、今回の改定となった。前回改定で変更した調査基準価格の設定範囲（70-90%）は変更しない。

国土交通省は、4月1日以下（港灣局、官房官庁室繕部降に入札公告する国土交通省管の直轄工事を対象に、低入札価格調査基準価格を改定する。算定式のうち現場管理費の割合を引き上げるため、低入札調査基準価格が予定価格の83-84%から、85-86%に引き上がる見られる。また、業務についても新しい積算手法の導入に合わせた調査基準価格の算定式を作成した。予定価格の74-76%から、76-77%程度になる。予定価格が1000万円を超える工事・業務が対象。20日付で各

年度の最新データにしたこと
で、現場管理費の割合が80%未満になると工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加することが明確になったため、今回の改定となった。前回改定で変更した調査基準価格の設定範囲（70-90%）は変更しない。

業務の調査基準価格算定

業務区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を掛けて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を掛けて得た額	諸経費の額に10分の6を掛けて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を掛けて得た額	一般管理費等の額に10分の3を掛けて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を掛けて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を掛けて得た額	諸経費の額に10分の4を掛けて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を掛けて得た額	一般管理費等の額に10分の3を掛けて得た額

の算定式を通知した。直接人件費と直接経費の割合はそれぞれ100%、そのほか原価の総会でなく、中央公製運（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）の算定モデルについては、例年開催する5-6月の総会では、これまで技術経費が存在したため調査基準価格に幅があったものの、そのほか原価と一般管理費などに変更するため、74%程度など低い側の調査基準価格が引き上がる格好。

が90%、一般管理費などが30%とする。

これまででは技術経費が存在したため調査基準価格に幅があったものの、そのほか原価と一般管理費などに変更するため、74%程度など低い側の調査基準価格が引き上がる格好。

中央公製運（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）の算定モデルについては、例年開催する5-6月の総会では、これまで技術経費が存在したため調査基準価格に幅があったものの、そのほか原価と一般管理費などに変更するため、74%程度など低い側の調査基準価格が引き上がる格好。

低入札調査

基準価格引き上げ

4月から 国交省 工事は2%程度

国土交通省は、同省が発注する工事の入札で設定する低入札価格調査の基準価格を4月から見直す。調査基準価格を設定できる範囲は従来通り予定価格の70～90%とするが、最新データに基づき計算式を見直し、従来は予定価格のおおむね83～84%となっていた工事の調査基準価格を2%程度引き上げる。土木関係建設コンサルタント業務についても、11年度から新たな積算手法を導入するに伴い計算式を改定することで調査基準価格は数%上がる見込み。4月1日以降に入札公告する工事・業務の予定価格1000万円以上に適用する。

低入札価格調査基準価格の見直しについて	
<p>09年4月～発行 【従来】 予定価格の7.0/10～9.0/10 【計算式】 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.70 一般管理費等×0.30 合計額×1.05</p>	<p>11年4月～ 【従来】 予定価格の7.0/10～9.0/10 【見直し後の計算式】 直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費等×0.30 合計額×1.05</p>

設定範囲は変わらず

国交省は28日付で省内の関係部局や地方整備局、地方運輸局などに通知した。国交省が調査基準価格を引き上げるのは2年ぶりとなる。工事の調査基準価格はこれまで、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%を足し合わせた額に1.05を乗じて算出してきたが、現場管

理費が発注者側の積算の80%を下回ると、工事成績評定点が平均を下回る工事の割合が増加する傾向にあることから、現場管理費の割合を80%に引き上げて算出するよう計算式を改める。

この結果、調査基準価格は従来より2%程度上がるが、現場管理費の割合を引き上げても、調査基準価格が設定可能範囲

の上限(予定価格の90%)を超える工事はないとみて、設定範囲は現状のままとする。

コンサル業務の調査基準価格はこれまで、直接人件費の100%と直接経費の100%、技術経費の60%、諸経費の60%

を足し合わせた額に1.05を乗じて算出していたが、4月からの新たな積算手法で、原価と一般管理費が混在する従来積算費目構成が原価部分と一般管理費等に区分されるようになるため、調査基準価格の計算式もこれに合わせての費目・比率の見直しが行われる。

新たな計算式では、直接人件費の100%、直接経費の100%、その他原価の90%、一般管理費等の30%を足し合わせ、これに1.05を乗じた額が調査基準価格になる。これにより、従来は予定価格の74～76%程度だった調査基準価格の水準は76～77%程度に上がる見込みだ。

国官会第367号
平成16年6月10日

改正 国官会第1938号
平成22年3月2日

内部部局の長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局の長
外局の長
沖縄総合事務局長

} あて

国土交通省大臣官房長

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

予算決算及び会計令第85条の基準については、平成16年6月10日付け国官会第366号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（昭和62年2月2日付け建設省会発第70号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（依命通達）」（平成6年5月20日付け官会第1186号）は、廃止する。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第2号の契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては同第3号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の105分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則

本基準は、平成22年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。